

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

(令和3年5月現在)

1 認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設（乳幼児の居宅において保育を行う居宅訪問型の事業所（いわゆるベビーシッター事業）を含む。以下同じ。）であって、以下に掲げるもの以外のものを総称して、認可外保育施設と呼んでいます。

- ① 都道府県知事（姫路市内においては姫路市長。以下同じ。）の認可を受けている保育所
- ② 市町村長の認可を受けている家庭的保育事業等（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに定める事業）
- ③ 都道府県知事の認可を受けている幼保連携型認定こども園

2 姫路市独自の呼称について

姫路市では、下記のように呼称を設けています。

(1) 届出保育施設

認可外保育施設のうち、届出対象施設のこと

(2) 適合届出保育施設

届出保育施設のうち、国の定めた認可外保育施設指導監督基準を満たした施設のこと。適合届出保育施設には、姫路市オリジナルの適合証明を交付します。

認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意して下さい。

3 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事（姫路市内に設置する場合は姫路市長）に対する届け出が義務づけられています。

1人でも乳幼児を保育する（預かる）事業を行う場合は届け出が必要となります。（下記（注）に該当する場合を除く。）

姫路市が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をして下さい。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご留意下さい。

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の4）

（注） 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。但し、届出対象施設と同様、姫路市による指導監督の対象となります。

① 事業者が顧客のために設置する施設

店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するため

に自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

- ② 親族間の預かり合い。(設置者と児童が四親等内の親族である場合。)
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり。
- ④ 一時預かり事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設。
- ⑤ 病児保育事業を行う施設において、当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設。
- ⑥ 半年を限度として臨時に設置される施設。(例：イベント付置施設)
- ⑦ 幼稚園併設施設
幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設

4 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。(児童福祉法第 59 条の 2 の 2 ～ 4)

(1) サービス内容の掲示(児童福祉法第 59 条の 2 の 2)

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

※居宅訪問型の事業所(いわゆるベビーシッター事業)では、利用者に対する書面の提示などの方法をとってください。

(掲示内容)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況

(注：居宅訪問型の事業所又は 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設に限る。)

- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の利用者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第 59 条の 2 の 3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面の交付（児童福祉法第 59 条の 2 の 4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む）を交付することが必要です。

（書面交付内容）

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

5 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、建築基準法、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

なお、事業開始にあたっては別途、建築基準法、消防法、食品衛生法等に基づく届出等が必要な場合がありますので、あらかじめ関係機関にお問い合わせください。

○建築基準法関係（建築指導課 電話 221-2546）

- ・既存の建物を認可外保育施設として使用する場合は、用途等に応じて求められる基準へ適合させるために改修が必要になる場合があります。また、面積等によって用途変更の手続きが別途必要になります。そのほか、新築する場合であっても、建築確認申請等の必要な手続きについて、あらかじめ確認してください。

※建築士等の専門家にも併せてご相談されることをおすすめします。

○消防法関係（消防局予防課 電話 223-9534 又は所轄の各消防署）

- ・認可外保育施設を新たに開設される場合は、その面積や建物収容人数等によって、消防法令に基づく所要の消防用設備等の設置や防火対象物使用開始届出書等の届出が必

要になることがあります。建物全体への消防用設備等の設置が必要な場合もありますので、計画段階で必ず確認してください。

○食品衛生法関係（保健所衛生課 電話 289-1633）

- ・園で給食を提供する場合、提供形態や食数によっては保健所への集団給食開始届出が必要になります。そのほか、必要となる手続きについてあらかじめ確認してください。

なお、嘱託医の配置をお考えの場合は、姫路市医師会（庶務課 電話 295-3300）において医師を推薦していますので、お問い合わせください。

6 姫路市長の行う指導監督の趣旨

姫路市長は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

また、認可外保育施設からの定期報告や立入調査などから得た情報を取りまとめ、ホームページなどで公表しています。

7 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき姫路市長が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 7 号）

8 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

- 9 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようになしてください。

この文書の照会先

姫路市こども未来局 幼保連携政策課 監査・指導担当（監査指導課内）
電話 079-221-2387、FAX 079-221-2487